る
二、工場は本社従業員に同等の理由なく危害を加ふること[illegible]
十一、工場長[illegible]及門衛小原秀一を即時解雇すること
一、組合[illegible]
十、正当なる労働以外の労働をなさしめざること
九、残業[illegible]の自由[illegible]
八、[illegible]
七、[illegible]
六、[illegible]
五、[illegible]
四、[illegible]
三、[illegible]

門衛小原は從業員の家宅を夜中訪問し脅迫し歩くを以て

十二、爭議中の日給費用全額會社負擔

數次の會見交渉の結果八月二十五日左の如き覺書を交換して解決す。

覺書

今回末記四名に對する解雇問題より生じたる爭議に關しては左記條件に依つて解決す。依つて後日の爲め覺書二通を作製し保管すること依如件

〇一、解雇手當其の他一切五百圓を及び外に金一封（五百圓）を支給す

要求書中の他の要件は之を撤回す

昭和七年八月二十五日